

平成25年施行 改正消費税に対応した会社設立時の事業年度設定

平成24年1月以降、会社を設立する場合の事業年度設定の注意点。
(なるべく長く消費税の免税を受けるための、事業年度の設定)

(前提)

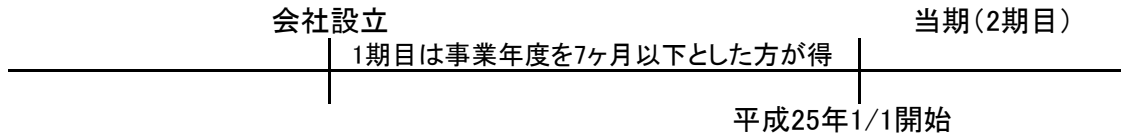
次の条件いずれもを満たす会社は、設立2期目から消費税の課税事業者となる。

- ① 設立1期目の開始日から6ヶ月間の課税売上高が、1千万円を超える会社
- ② 設立1期目の開始日から6ヶ月間の給与総額が、1千万円を超える会社

上記に該当する場合でも、1番長く免税事業者でいられる事業年度設定は次のようになる。

1.原則

- ① 設立1期目の事業年度は、7ヶ月以下に設定。
(理由: 設立2期目の判定で、前期(設立1期目)の期間が7ヶ月以下だと必ず免税となる。)

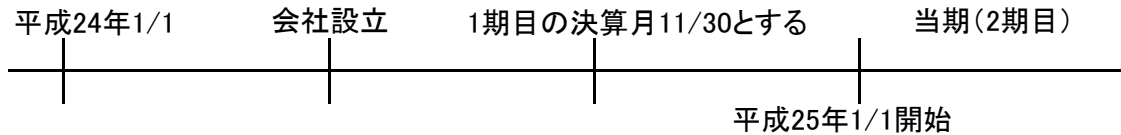


*最大1年7ヶ月間免税事業者となる。

2.例外

- ① 平成24年度会社設立の場合

事業年度を11月30日に設定すると、最大1期目と2期目が免税となる。
(理由: 平成25年1月1日開始事業年度より、消費税の改正法が適用されるため)



*平成24年1月設立であれば、最大1年11ヶ月間免税事業となる。